

裁判員制度とは

山形地方裁判所

Q 裁判員制度とはどのような制度ですか？

A 一定の重大な犯罪について、国民の皆さんに裁判員として刑事裁判に参加していただき、**裁判官と一緒に、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めていただく**制度です。



裁判所ナビゲーター「さいたん」



Q 裁判員制度はどうして導入されたのですか？

A 国民の皆さんが刑事裁判に参加することにより、**裁判が身近で分かりやすいものとなり、司法に対する国民の皆さんの信頼向上につながる**ことを期待して導入されました。

Q 裁判員は法廷で何をするのですか？

A 裁判員は、裁判官と一緒に、**法廷での審理に出席し、検察官や弁護人の主張を聞きつつ、証拠物を見たり、証拠書類の説明を受けたり、証人や被告人から直接話を聞いたり**します。

裁判員の皆さんに参加していただくため、**法廷での審理は、できる限り見たり聞いたりするだけで理解できるように工夫しています**。なお、裁判員経験者のうち63.7%の方が「審理が分かりやすかった」と述べています。

Q 裁判員は評議で何をするのですか？

A 法廷での審理を踏まえ、他の裁判員や裁判官と一緒に議論し、**お互いに自分の意見を述べるとともに、お互いの意見をよく聞いて、議論を尽くして、被告人が有罪か無罪か、有罪の場合どのような刑にするかを決めます**。

結論を出すに当たって**法律知識が必要な場合には、裁判官から分かりやすく説明します**。また、裁判官が評議の司会を務め、議論を整理し、それぞれが発言する機会を十分に確保するなどして、**裁判員の皆さんがご自分の意見を十分に言えるように配慮しています**。なお、裁判員経験者のうち73.7%の方が「評議において十分議論ができた」と感想を述べています。

Q 実際に裁判員を経験した人はどのような感想を述べていますか？

A 裁判員に選ばれる前に裁判員を「やってみたい」と思っていた方は33.8%でしたが、参加後には**95.7%の方が「よい経験であった」とおっしゃっています。**

裁判員経験者の実際のご感想には、次のようなものがあります。

- ・ 裁判を通して、犯罪が起こる社会的な問題点を想像することで、犯罪が起こりにくい社会にするにはどうすべきかを考える機会になった。
- ・ 裁判や法律への理解が深まった。裁判官はもっととっつきにくい人かと思ったが、良い意味で自分たちと変わらない人間なんだと思った。
- ・ 悪いことをする人にも、悪いことをせざるを得ない環境があることを学んだと思う。
- ・ 年齢、職業の違う方々と1つの事件にいろんな方向からの見方や意見を話し合う貴重な体験ができた。



Q 裁判員制度はいつ始まったのですか？

A 平成21年5月21日にスタートしました。**今年で10周年**を迎えます。

Q 裁判員裁判はどこで行われているのですか？

A 全国の地方裁判所の本庁50か所と地方裁判所の支部10か所で行われています。

山形県では、山形市にある山形地方裁判所で行われています。新庄支部、米沢支部、鶴岡支部、酒田支部では行われていません。県民の皆さんには、山形地方裁判所に来て、刑事裁判に参加していただいています。

Q これまで裁判員裁判は何件くらい行われていますか？

A 全国では約1万件の裁判員裁判が行われ、約8万人の国民の皆さんに刑事裁判に参加していただいています。

山形地方裁判所では、これまでに約70件の裁判員裁判が行われ、500人を超える県民の皆さんに刑事裁判に参加していただいています。

裁判官の「出前講義」実施中

山形地方裁判所では、裁判員制度10周年にちなみ、裁判員制度についてより多くの県民の皆さんに知っていただくため、**学校、職場、公民館などに裁判官と裁判員経験者が伺って裁判員制度などについてお話する「出前講義」を実施しております。**詳しくは、裁判所備付けのチラシをご覧ください。

皆さまのお申込みをお待ちしております。

お問合せ先：山形地方裁判所総務課 電話 023-623-9511 内線 521（板垣・小野）